

青蓮寺用水地区 上流幹線水路機能保全計画策定他業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業の一環として、青蓮寺用水地区の上流幹線水路(別添_青蓮寺地区 上流幹線水路機能保全計画策定他業務位置図に示す上流幹線水路)過年度に実施した機能診断の調査結果を基に機能保全計画の策定を実施するものである。 また、漏水等が発生するリスクがある大口径のパイプラインについて、漏水等の兆候を調査するものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務の対象施設(ダム直下の施設から国営末端施設である法花分木工 延長19.2km)及び調査対象の場所は、三重県名張市及び伊賀市地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 また、作業実施のため施設用地以外に借用地が必要な場合には、監督職員と協議するものとする。	
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第1-5条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果物のミス、不備 等	
(一般事項) 第1-6条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後に行なうものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。	

項 目	内 容	備 考														
(管理技術者) 第 1－7 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 予算決裁及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理部門	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理部門	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木 農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															

項 目	内 容	備 考																																							
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン編」</td><td rowspan="2">(社) 農業農村工学会</td><td>R5. 6</td></tr><tr><td>2</td><td>土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル編」</td><td>R1. 7</td></tr><tr><td>3</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td rowspan="9">農林水産省 農村振興局</td><td>R5. 4</td></tr><tr><td>4</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン偏」</td><td>H28. 8</td></tr><tr><td>5</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「開水路編」</td><td>H28. 8</td></tr><tr><td>6</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル偏」</td><td>H28. 8</td></tr><tr><td>7</td><td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td><td>H27. 11</td></tr><tr><td>8</td><td>農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「計画編」</td><td>H30. 3</td></tr><tr><td>9</td><td>農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「開水路編」</td><td>H30. 3</td></tr><tr><td>10</td><td>農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「パイプライン編」</td><td>H30. 3</td></tr><tr><td>11</td><td>農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「水路トンネル編」</td><td>H30. 3</td></tr></table>	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	1	土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン編」	(社) 農業農村工学会	R5. 6	2	土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル編」	R1. 7	3	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	R5. 4	4	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン偏」	H28. 8	5	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路編」	H28. 8	6	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル偏」	H28. 8	7	農業水利施設の長寿命化のための手引き	H27. 11	8	農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「計画編」	H30. 3	9	農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「開水路編」	H30. 3	10	農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「パイプライン編」	H30. 3	11	農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「水路トンネル編」	H30. 3	
番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月																																						
1	土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン編」	(社) 農業農村工学会	R5. 6																																						
2	土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル編」		R1. 7																																						
3	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	R5. 4																																						
4	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン偏」		H28. 8																																						
5	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路編」		H28. 8																																						
6	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル偏」		H28. 8																																						
7	農業水利施設の長寿命化のための手引き		H27. 11																																						
8	農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「計画編」		H30. 3																																						
9	農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「開水路編」		H30. 3																																						
10	農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「パイプライン編」		H30. 3																																						
11	農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「水路トンネル編」		H30. 3																																						
(作業条件) 第 2－2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 業務準備や現地踏査の結果、現地にある施設と本業務の対象施設が異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 (4) 本業務は、令和 6 年度及び令和 7 年度業務の機能診断結果から機能保全計画を策定することを想定している。 ただし、機能診断時から劣化の進行が懸念される等の場合は、機能診断の再実施及び健全度の評価を見直しする必要性について監督職員と協議するものとする。 (5) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を想定しているが、施設内へ立入る日程等詳細について監督職員と打ち合せた後に実施するものとする。																																								

項 目	内 容		備 考															
	<table><tr><td>作業予定期間</td><td>備考</td></tr><tr><td>管内調査 ：令和8年12月～令和9年2月（予定） 管外調査 ：令和8年12月～令和9年2月（予定）</td><td></td></tr></table>		作業予定期間	備考	管内調査 ：令和8年12月～令和9年2月（予定） 管外調査 ：令和8年12月～令和9年2月（予定）													
	作業予定期間	備考																
管内調査 ：令和8年12月～令和9年2月（予定） 管外調査 ：令和8年12月～令和9年2月（予定）																		
(対象施設) 第2－3条	(6) 現地調査時に道路及び歩道を使用するに当たっては、道路管理者等の許可を得るものとする。 (7) サイホン内に残水があり作業上支障となる場合は、機械排水の追加変更について監督職員と協議するものとする。 (8) 管内調査及び管外調査の実施に当たっては、調査位置や方法等について監督職員と事前に打合せをするものとする。 なお、カバーコートの調査後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。 (9) 現地調査において、新たにフランジ蓋取り外し・復旧等の仮設工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 (10) 現地調査に伴い交換が必要な部品が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。 (11) 現地調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (12) 道路管理者等との協議の結果、交通誘導警備員が必要となった場合は、監督職員と協議上、必要となる人員を配置するものとする。 (13) 管内調査を行う場合は、労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則に基づき、調査を実施する際は酸素濃度の計測を行うこと (14) 人孔内作業を実施する場合は、降雨時は作業を中止し、また降雨が予想される時は、天候に十分注意を払い安全管理に努めること 本業務の対象とする施設の諸元は、別紙－1 業務対象施設一覧表に示すとおりである。																	
(参考図書) 第2－4条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><td>番号</td><td>名 称</td><td>発行所</td><td>制定(改訂)年月</td></tr><tr><td>1</td><td>コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2022-</td><td rowspan="2">(社)日本コンクリート工学会</td><td>R4.9</td></tr><tr><td>2</td><td>コンクリート診断技術 ‘25</td><td>R7.6</td></tr><tr><td>3</td><td>道路トンネル維持管理便覧【本体工編】</td><td>日本道路協会</td><td>R2.9</td></tr></table>			番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2022-	(社)日本コンクリート工学会	R4.9	2	コンクリート診断技術 ‘25	R7.6	3	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】	日本道路協会	R2.9
番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月															
1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2022-	(社)日本コンクリート工学会	R4.9															
2	コンクリート診断技術 ‘25		R7.6															
3	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】	日本道路協会	R2.9															

項 目	内 容	備 考																															
(貸与資料) 第 2 - 5 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現状関係資料</td><td>青蓮寺開拓誌</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>国営施設応急対策事業 青蓮寺用水地区事業誌</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>土地改良施設台帳付属図面</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td rowspan="10">報告書</td><td>平成15年度 青蓮寺地区 幹線用水路機能診断業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平成16年度 青蓮寺地区 幹線用水路予防保全計画作成業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平成21年度 青蓮寺地区 調整池機能診断等業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平成22年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平成23年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成その 2 業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平成24年度 青蓮寺用水地区 事業計画検討業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平成27年度 青蓮寺用水幹線水路実施設計その 2 業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平成29年度 青蓮寺用水地地区 黒田暗渠補強工法検討業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 青蓮寺地区 上流幹線水路機能診断業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度 青蓮寺地区 上流幹線水路補修対策検討他業務</td><td>1 部</td></tr> </tbody> </table> また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	分 類	貸 与 資 料	数 量	現状関係資料	青蓮寺開拓誌	1 部	国営施設応急対策事業 青蓮寺用水地区事業誌	1 部	土地改良施設台帳付属図面	1 部	報告書	平成15年度 青蓮寺地区 幹線用水路機能診断業務	1 部	平成16年度 青蓮寺地区 幹線用水路予防保全計画作成業務	1 部	平成21年度 青蓮寺地区 調整池機能診断等業務	1 部	平成22年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成業務	1 部	平成23年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成その 2 業務	1 部	平成24年度 青蓮寺用水地区 事業計画検討業務	1 部	平成27年度 青蓮寺用水幹線水路実施設計その 2 業務	1 部	平成29年度 青蓮寺用水地地区 黒田暗渠補強工法検討業務	1 部	令和 6 年度 青蓮寺地区 上流幹線水路機能診断業務	1 部	令和 7 年度 青蓮寺地区 上流幹線水路補修対策検討他業務	1 部	
分 類	貸 与 資 料	数 量																															
現状関係資料	青蓮寺開拓誌	1 部																															
	国営施設応急対策事業 青蓮寺用水地区事業誌	1 部																															
	土地改良施設台帳付属図面	1 部																															
報告書	平成15年度 青蓮寺地区 幹線用水路機能診断業務	1 部																															
	平成16年度 青蓮寺地区 幹線用水路予防保全計画作成業務	1 部																															
	平成21年度 青蓮寺地区 調整池機能診断等業務	1 部																															
	平成22年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成業務	1 部																															
	平成23年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成その 2 業務	1 部																															
	平成24年度 青蓮寺用水地区 事業計画検討業務	1 部																															
	平成27年度 青蓮寺用水幹線水路実施設計その 2 業務	1 部																															
	平成29年度 青蓮寺用水地地区 黒田暗渠補強工法検討業務	1 部																															
	令和 6 年度 青蓮寺地区 上流幹線水路機能診断業務	1 部																															
	令和 7 年度 青蓮寺地区 上流幹線水路補修対策検討他業務	1 部																															
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 6 条	第 2 - 4 条、第 2 - 5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																																
第 3 章 業務管理 (業務管理) 第 3 - 1 条	本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 なお、情報共有システムによる業務管理に当たっては、以下の事項に留意することとする。																																

項 目	内 容	備 考
第 4 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 4－1 条 (作業の留意点) 第 4－2 条	1) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Web サイト参照）によるものとする。 2) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 本業務における作業項目及び数量は、別紙－2 機能保全計画の策定作業項目内訳表及び別紙－3 緊急調査作業項目内訳表に示すとおりである。 過年度に実施した上流幹線水路の機能診断結果を、機能保全計画を策定及び上流幹線水路における漏水が発生するリスクが大きい大口径のパイプラインについて緊急に調査を実施するものである。 また、作業は施設管理者と調整の上で行う。 (1) 検討に当たっては、必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 第 2－4 条、第 2－5 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (5) 現地踏査 業務準備で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。 (6) 現地調査（管内目視調査、管内測定調査、管外面調査） 現地調査計画に基づき、管内目視調査、管内測定調査、管外面調査等を行う。 (7) これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。 (8) 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するものとする。 (9) 現地調査において、著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (10) 現地踏査等施設の状況確認を行う場合は、施設管理者（青蓮寺用水土地改良区）の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (11) 対象施設については、過年度業務にて、実施した機能診断の調査結果を確認、活用して、効率的に作業を実施すると共に機能保全計画書は、令和 6、7 年度業務にて実施した機能診断及び緊急調査の調査結果を包括した、施設全体の機能保全計画書を作成するものとする。 (12) 調査対象施設は、2 回目又は 3 回目の機能診断を実施していることから、過年度に行った調査内容を確認、活用して、効率的に作業を実施するものとする。	

項 目	内 容	備 考
(業務写真における黒板情報の電子化) 第4-3条	(13) 土木構造物の性能低下予測に当たっては、複数回の健全度をもとに劣化曲線を作成するなど、対象施設の老朽化の傾向を適切に予測できる検討を行うものとする。 (14) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上で作業を行うものとする。 なお、作成した電子データは、成果物に含むものとする。 (15) 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。 (16) 機能保全対策シナリオの検討に当たっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・新技術情報システム（NET）については、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (17) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (18) 機能保全コストの算定に当たっては、適用歩掛及びその根拠を明らかにするとともに、可能な限り公表されている資材・施工単価又は見積徴集によるものとし、客観性の確保に努めること。 (19) 総合的な考察及び判定は、管理技術者が現状を十分に把握した上で行うものとする。 (20) 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （２）機器等の導入 １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。	

項 目	内 容	備 考
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接調査費に含まれる。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(現地調査計画作成段階) 第3回 中間打合せ(機能保全計画検討段階) 第4回 中間打合せ(緊急調査取りまとめ段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
(管理者説明) 第5-2条	本業務は、以下の段階において施設管理者への説明を予定しており、説明時には管理技術者が出席するものとする。 また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。	

項 目	内 容	備 考
第 1 回 現地調査計画作成段階 第 2 回 機能保全計画検討段階、緊急調査取りまとめ段階		
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6 - 1 条 (成果物の提出先) 第 6 - 2 条	成果物を共通仕様書第 1 - 17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 正副 2 部 (2) 成果物の出力 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 1 部 成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通 4 丁目 8 番 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所	
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 21 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2 - 2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 2 - 3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第 3 - 1 条に示す「業務管理」に変更が生じた場合 (4) 第 4 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (5) 第 5 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (6) 第 5 - 2 条に示す「管理者説明」に変更が生じた場合 (7) 第 6 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (8) 履行期間の変更が生じた場合 (9) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (10) その他	
第 8 章 業務スライ ドの試行	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」 (令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の	

項 目	内 容	備 考
第9章 定めなき事項 (定めなき事項) 第9-1条	日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。 この見積仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙－1 業務対象施設一覧表

(1) 機能保全計画策定

施 設 項 目	施設区分	構 造 形 式 等	数 量	備 考
上流幹線水路	土木構造物	コンクリート構造物・水路トンネル 水路トンネル 馬蹄形トンネル コンクリート構造物(調整池を含む) 鉄筋コンクリート函渠	3,641m 646m	
		パイプライン (Φ600mm～Φ1,350mm) P C 管 F R P M 管 D C I P 管 S P 管 R C 管 外殻鋼管付コンクリート管	14,901m	
		計 (計画通水量 $Q=0.266\sim1.856\text{m}^3/\text{s}$)	19,188m	
	付帯施設	バタフライ弁	11基	
		仕切弁	46基	
		空気弁	35基	
		ホロージェットバルブ	1基	
		フランジ付きゲートバルブ	1基	
		スルースゲート (上流調整池)	4基	
		スルースゲート (下流調整池)	6基	

(2) 緊急調査

施 設 項 目	施設区分	構 造 形 式 等	数 量	備 考
上流幹線水路	蔵持サイホン	PC管 $\phi 1,350\text{mm}$	772.32m	
パイプライン		計 (計画通水量 $Q=0.266\sim1.856\text{m}^3/\text{s}$)	772.32m	

別紙－２ 機能保全計画策定作業項目内訳表

1 土木構造物

対象施設：別紙－１－（１） 業務対象施設一覧表

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地確認を行う。	1 式	設計	
2. 性能低下予測	令和 6 年度及び令和 7 年度の業務にて検討した性能低下要因及び健全度評価の結果を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により性能低下予測を行う。	1 式	設計	
3. 管理水準の設定	性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。	1 式	設計	
4. 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせることで対策シナリオを複数作成する。	1 式	設計	
5. 機能保全コストの算定	対策シナリオごとに機能保全コストを算定し、比較する。（コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。）	1 式	設計	
6. 機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。 なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を施設管理者と調整の上、作成する。	1 式	設計	
7. 農業水利ストック情報データの作成	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1 式	設計	
8. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物を点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計	

2 付帯施設

対象施設：別紙－１－（１） 業務対象施設一覧表

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
1. 事前調査	対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地確認を行う。	1 式	設計	
2. 性能低下予測	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに、設備全体としての対策実施の要否、その時期を明らかにするため、劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえた将来予測（余寿命予測）を行う。	1 式	設計	
3. 機能保全対策の検討	機能診断評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。	1 式	設計	
4. 対策実施シナリオの作成	今後必要となる対策の時期、内容等を予測して、機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討する。	1 式	設計	
5. 機能保全コストの算定	対策実施シナリオによる機能保全コストとして、下記費用を算定する。 ①当面の整備に必要な費用 ②今後の更新等に必要な費用（想定） ③定期点検に必要な費用 （コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。）	1 式	設計	
6. 機能保全計画の策定	施設機能の維持、対策実施の合理性、施設重要度との適合性、維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画（施設監視計画の作成を含む。）を策定する。	1 式	設計	
7. 農業水利ストック情報データの作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。	1 式	設計	
8. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物を点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計	

別紙－3 緊急調査作業項目内訳表

1 パイプライン

対象施設：別紙－1－(2) 業務対象施設一覧表

作業項目	作業内 容	作業数量	業務区分	備考						
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地確認を行う。	1 式	設計							
2. 現地踏査	業務準備で得られた情報を参考に、遠隔目視等により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理し、現地調査の検討を行うために必要な踏査を行う。 【内 訳】 <table><tr><td>施設名</td><td>施設延長</td><td>備考</td></tr><tr><td>蔵持サイホン</td><td>L= 772.32m</td><td>Φ1,350mm</td></tr></table>	施設名	施設延長	備考	蔵持サイホン	L= 772.32m	Φ1,350mm	1 式	調査	
施設名	施設延長	備考								
蔵持サイホン	L= 772.32m	Φ1,350mm								
3. 現地調査計画の作成	貸与資料及び現地踏査の結果等から、現地調査検討するために必要な現地調査計画書を作成する。	1 式	設計							
4. 現地調査										
4-1管内目視調査	管内目視によるひび割れ、沈下等の変状劣化の確認を行う。 【内 訳】 <table><tr><td>施設名</td><td>施設延長</td><td>備考</td></tr><tr><td>蔵持サイホン</td><td>L= 772.32m</td><td>Φ1,350mm</td></tr></table>	施設名	施設延長	備考	蔵持サイホン	L= 772.32m	Φ1,350mm	1 式	調査	
施設名	施設延長	備考								
蔵持サイホン	L= 772.32m	Φ1,350mm								
4-2管内測定調査	管内目視調査により変状が確認された箇所においてひび割れの幅及び延長、沈下、たわみ状況、継手間隔等の測定を行う。 【内 訳】 <table><tr><td>施設名</td><td>施設延長</td><td>備考</td></tr><tr><td>蔵持サイホン</td><td>L= 772.32m</td><td>Φ1,350mm</td></tr></table>	施設名	施設延長	備考	蔵持サイホン	L= 772.32m	Φ1,350mm	1 式	調査	
施設名	施設延長	備考								
蔵持サイホン	L= 772.32m	Φ1,350mm								
4-3管外面調査	PC 管の劣化状況を把握するため、試掘により管の外面を露出し、露出した管のカバーコートの表面の状態及びPC 鋼線の露出や発錆・破断の状態を目視調査するとともに、中性化試験により中性化深さを測定する。 調査箇所：2 箇所 【内 訳】 <table><tr><td>施設名</td><td>施設延長</td><td>備考</td></tr><tr><td>蔵持サイホン</td><td>L= 772.32m</td><td>Φ1,350mm</td></tr></table>	施設名	施設延長	備考	蔵持サイホン	L= 772.32m	Φ1,350mm	1 式	調査	
施設名	施設延長	備考								
蔵持サイホン	L= 772.32m	Φ1,350mm								

作業項目	作業内 容				作業 数量	業務 区分	備考			
4-4土壌調査	PC 管の劣化要因の把握のため、露出した管の 周辺土壌を採取し、以下の分析を行い、その結 果を整理する。				1 式	調査				
	分類	分析項目	分析方法	JIS又は ANSI						
	ANSI 土壌 評価 基準	土壌抵抗 (電気比抵抗)	ソイルボックス法	ANSI21.5						
		水素イオン濃度 pH (H ₂ O)	ガラス電極法	土壌環境分 析法V.1						
		Redox電位 (酸化還元電位)	白金電極法	土壌環境分 析法V.2						
		含水比	乾熱法	土壌環境分 析法Ⅱ.1						
		硫化物の有無	ナトリウムアジド ヨウ素液法	ANSI21.5						
	一般 腐食 性水 質	第二鉄イオン	フェナントロリン 吸光光度法	JIS K0102- 316.2						
		塩化物イオン	イオンクロマトグ ラフ法	JIS K0102- 316.3						
		硫酸イオン	イオンクロマトグ ラフ法	JIS K0102- 212.5						
		硝酸イオン	イオンクロマトグ ラフ法	JIS K0102- 215.8						
		全炭酸	赤外線分析法	JIS K0102- 124.3						
		強制酸化時のpH (pH (H ₂ O ₂))	酸性化可能性試験	JGS0271						
	調査数量：2 検体×2 箇所＝4 検体									
4-5水質分析	PC 管の劣化要因の把握のため、露出した管の 周辺地下水又は周辺の湧水を採取し、以下の分析を行 い、その結果を整理する。				1 式	調査				
	分類	分析項目	分析方法	JIS又は ANSI						
	ラン ゲリ ア指 数	水温	採水時計測	－						
		水のpH	ガラス電極法	厚 労 省 告 示 261号別表31						
		カルシウムイオン	ICP発光分光分 析法	上 水 試 験 方 法VI-315.3.3						
		総アルカリ度	滴定法	上 水 試 験 方 法VI-114.2.1						
		溶解性物質	ろ過法	上 水 試 験 方 法Ⅱ-313.2						
	PC管	浸食性遊離炭酸	滴定法	上水試験方 法Ⅱ-314.4.2						
	調査数量：1 検体×4 箇所＝4 検体									

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
4-6試料採取	室内試験（土壌調査及び水質分析）実施のための試料を採取する。	1 式	調査	
5. 農業水利ストック情報データの作成	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1 式	設計	
6. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物を点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計	

別紙－４（第 1-5 条、第 5-1 条関連）

調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに揚げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント （土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額